

大豊町水道事業経営戦略 (簡易水道事業)

令和6年3月

大豊町

目 次

1. 事業概要	1
(1) 事業の現況	1
(2) これまでの主な経営健全化の取組	2
(3) 経営比較分析表等を活用した現状分析	2
2. 将来の事業環境	4
(1) 給水人口の予測	4
(2) 水需要の予測	4
(3) 料金収入の見通し	5
(4) 施設の見通し	5
(5) 組織の見通し	5
3. 経営の基本方針	5
4. 投資・財政計画（収支計画）	6
(1) 投資・財政計画（収支計画）：別紙のとおり	6
(2) 投資・財政計画（収支計画）の策定に当たっての説明	6
(3) 投資・財政計画（収支計画）に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要	7
5. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項	8

大豊町水道事業経営戦略

団 体 名	： 大豊町
事 業 名	： 簡易水道事業
策 定 日	： 令和 6 年 3 月
計 画 期 間	： 令和 5 年度～令和 14 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 給水

供用開始年月日	昭和 29 年 4 月 1 日	計画給水人口	1,989 人
法適(全部・財務)・ 非適の区分	法適 (一部)	現在給水人口	1,979 人
		有収水量密度	0.017 千m ³ /ha

② 施設

水 源	■表流水, □ダム, ■伏流水, □地下水, □受水, ■その他		
施 設 数	浄水場設置数	10	管 路 延 長
	配水池設置数	25	
施 設 能 力	2,596	m ³ /日	施設利用率※
			70.9 %

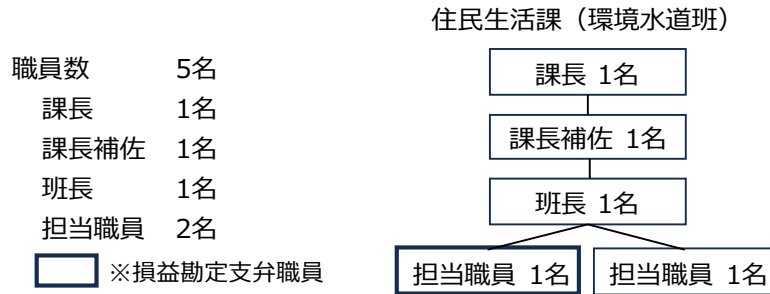
※施設利用率：(年間総配水量÷365日)÷施設能力×100で算定

③ 料金

料金体系の 概要・考え方	<p>水道料金は、1ヵ月につき基本水量：10立法メートルまで口径別に基本料金を設定しており、これを越える超過水量は1立法メートルにつき120円としています。</p> <p style="text-align: center;"><料金表 月額> (税抜き)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 10px 0;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">口径</th> <th style="width: 20%;">基本水量</th> <th style="width: 25%;">基本料金</th> <th style="width: 40%;">超過料金 (1m³当たり)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>13ミリ</td> <td rowspan="7" style="text-align: center;">10 m³</td> <td style="text-align: center;">1,100 円</td> <td rowspan="7" style="text-align: center;">120 円</td> </tr> <tr> <td>20ミリ</td> <td style="text-align: center;">1,400 円</td> </tr> <tr> <td>25ミリ</td> <td style="text-align: center;">1,600 円</td> </tr> <tr> <td>30ミリ</td> <td style="text-align: center;">1,700 円</td> </tr> <tr> <td>40ミリ</td> <td style="text-align: center;">2,000 円</td> </tr> <tr> <td>50ミリ</td> <td style="text-align: center;">4,800 円</td> </tr> <tr> <td>75ミリ</td> <td style="text-align: center;">6,000 円</td> </tr> <tr> <td>臨時専用栓</td> <td style="text-align: center;">30 m³</td> <td style="text-align: center;">6,000 円</td> <td style="text-align: center;">160 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※料金は、基本料金と超過料金の合計額に消費税の税率を乗じて得た額とする。ただし、その額に1円未満の端数が生じたときは、切り捨てるものとする。</p>			口径	基本水量	基本料金	超過料金 (1m ³ 当たり)	13ミリ	10 m ³	1,100 円	120 円	20ミリ	1,400 円	25ミリ	1,600 円	30ミリ	1,700 円	40ミリ	2,000 円	50ミリ	4,800 円	75ミリ	6,000 円	臨時専用栓	30 m ³	6,000 円	160 円
口径	基本水量	基本料金	超過料金 (1m ³ 当たり)																								
13ミリ	10 m ³	1,100 円	120 円																								
20ミリ		1,400 円																									
25ミリ		1,600 円																									
30ミリ		1,700 円																									
40ミリ		2,000 円																									
50ミリ		4,800 円																									
75ミリ		6,000 円																									
臨時専用栓	30 m ³	6,000 円	160 円																								
料金改定年月日 <small>(消費税のみの改定は含まない)</small>	平成 15 年 6 月 1 日																										

④ 組織

本町の水道組織は次のとおりで、簡易水道事業については、環境水道班長以下の 3 名で運営しています。



(2) これまでの主な経営健全化の取組

本町では、平成 29 年度に町内の簡易水道事業を大豊町簡易水道事業として事業統合し、効率的な事業の運営に努めています。

また、令和 5 年度から公営企業会計に移行し、これまでの経営努力にとどまることなく一層の効率的な事業推進に取り組み、持続可能な事業運営を実施していきます。

(3) 経営比較分析表等を活用した現状分析

・直近の経営比較分析表（「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について」（公営企業三課室長通知）」による経営比較分析表）は次のとおりです。

経営比較分析表（令和3年度決算）

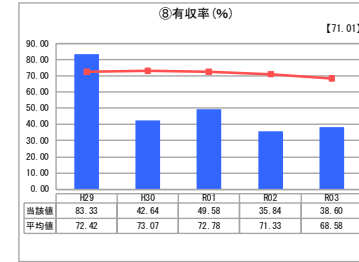
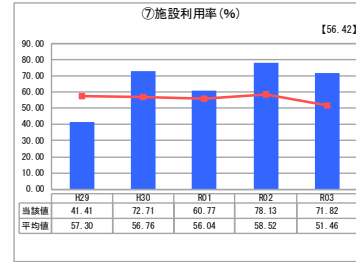
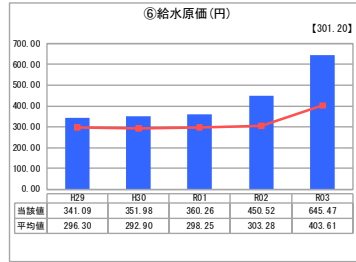
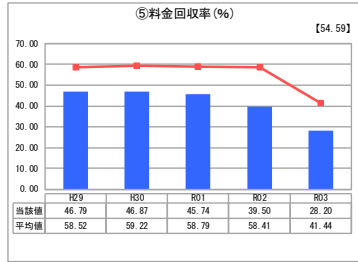
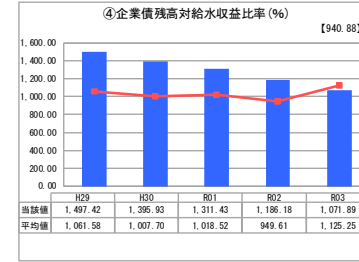
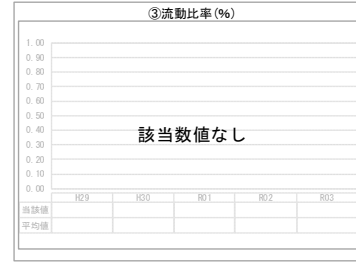
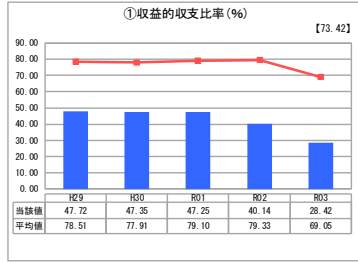
高知県 大豊町

業務名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報
法非適用	水道事業	簡易水道事業	D4	非設置
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	1か月20m ² 当たり定額料金(円)	
-	該当数値なし	60.08	2,530	

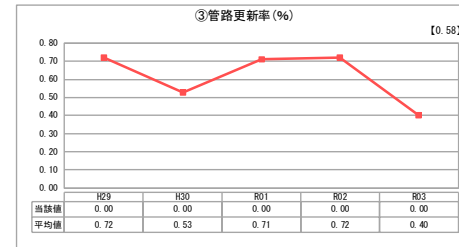
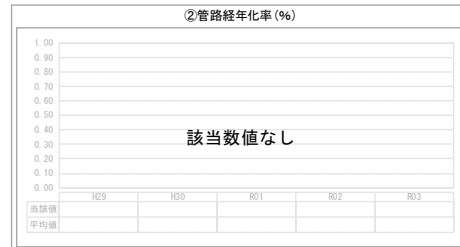
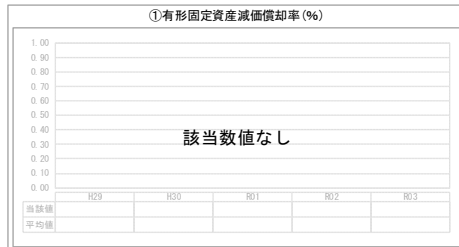
人口(人)	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)
3,342	315.06	10.61
現在給水人口(人)	給水区域面積(km ²)	給水人口密度(人/km ²)
1,990	131.45	15.14

グラフ凡例	
■	当該団体値(当該値)
—	類似団体平均値(平均値)
[]	令和3年度全国平均

1. 経営の健全性・効率性



2. 老朽化の状況



分析欄

1. 経営の健全性・効率性について

左図の指標から、当町では赤字経営が年々続いている。その一因として、既設管の老朽化に伴う改修や修繕が毎年のように行われていることが挙げられ、特に冬場の凍結による修繕が頻発している。それは⑥給水原価にも影響した。

④企業債残高対給水収益比率は、今回初めて類似団体平均値を下回ったが、依然高い水準にある。今後国費を利用した水道施設の更新も計画されているため、企業債残高対給水収益比率はしばらく増加に転じると考えられる。

⑧有収率については、近年激減しており漏水への対応が急務である。令和5年度から継続して水道施設の更新工事を行っていく計画となっているので、ある程度漏水は解消される見込みである。

2. 老朽化の状況について

当町は管路の老朽化が著しく、年々軽微な修繕を繰り返している。③管路更新率の図からも分かるようにここ数年は管路の更新が出来ていなかったが、令和5年度から継続して水道施設の更新工事を行っていく計画となっており、老朽化の解消につなげたい。

全体総括

上記のことから、当町が行うべきなのは施設更新工事の確実な履行である。

また、赤字経営脱却のためにも料金の引上げ、料金回収率の増加について検討、実施していく必要があると考える。

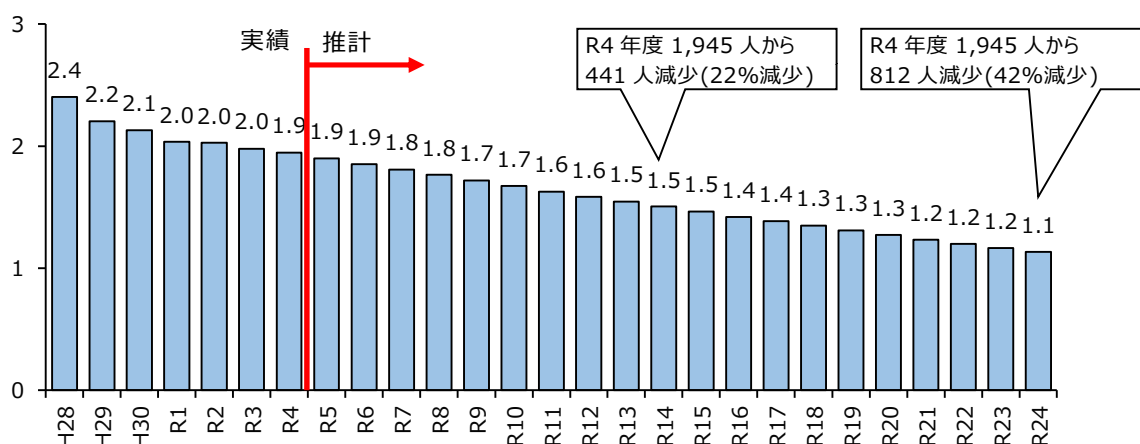
2. 将来の事業環境

(1) 給水人口の予測

行政区域人口と給水人口は、「大豊町水道事業アセットマネジメント」の推計値を採用しました。

- ・給水人口 = 行政区域人口 × 普及率
- ・行政区域人口の推計は、「国立社会保障・人口問題研究所」による将来推計人口（令和 5 年推計）と令和 2 年国勢調査結果及び行政区域内人口実績値を用いて推計。
- ・10 年後に当たる令和 14 年度には、少子高齢化等の影響により、令和 4 年度給水人口の 78% 程度に減少、20 年後に当たる令和 24 年度には 58% 程度まで減少する予測となっています。

給水人口(千人)

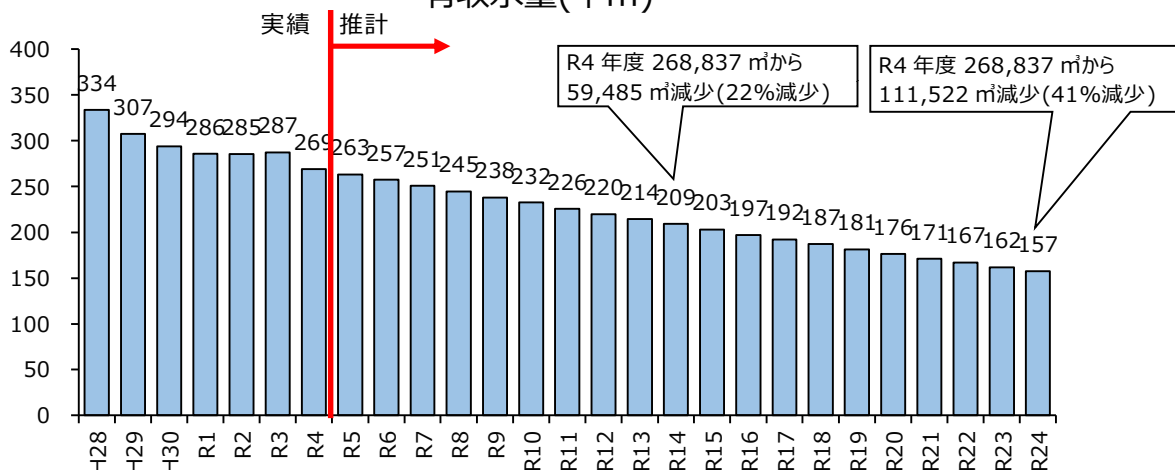


(2) 水需要の予測

本町の水需要（有収水量）は、「大豊町水道事業アセットマネジメント」の推計値を採用しました。

- ・有収水量(水道料金徴収の対象となった水量) = 給水人口 × 直近の 1 人当たりの有収水量
- ・少子高齢化等の影響による給水人口の減少を受け、10 年後に当たる令和 14 年度には、給水人口と同様に減少し、令和 4 年度の 78% 程度に減少、20 年後に当たる令和 24 年度には 59% 程度まで減少する予測となっています。

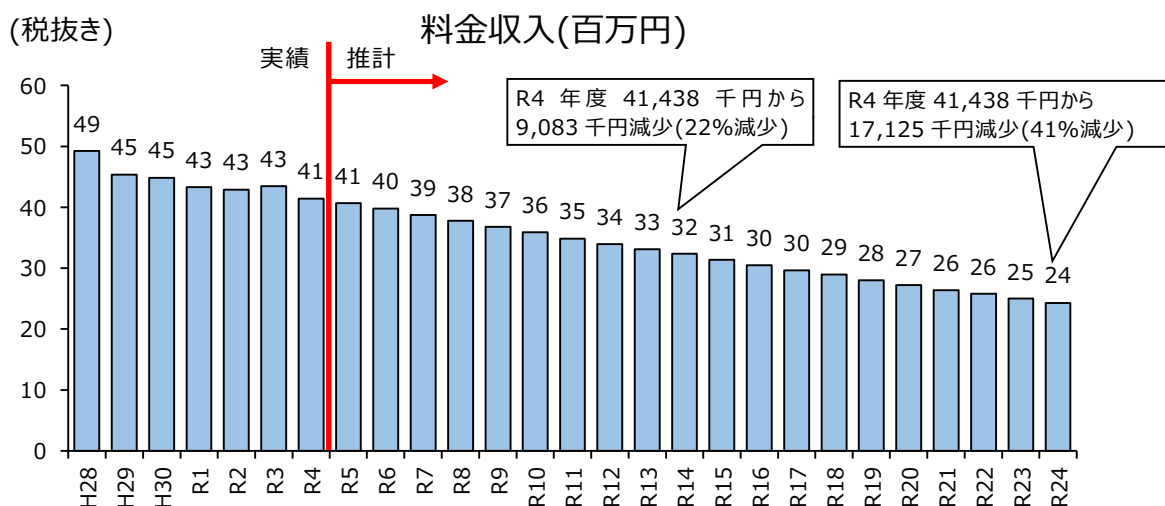
有収水量(千m³)



(3) 料金収入の見通し

本町の料金収入は、「大豊町水道事業アセットマネジメント」の推計値を採用しました。

- ・有収水量×供給単価(有収水量 1 m³当たりの料金収入:R4 年度実績)
- ・有収水量の減少を受け、このまま現行の水道料金を維持した場合、10 年後に当たる令和 14 年度には、令和 4 年度の 78%程度に減少、20 年後に当たる令和 24 年度には 59%程度まで減少する予測となっています。



(4) 施設の見通し

本町では、管路、施設・設備の老朽化が進行しており、昭和 50 年代後半まで使用された VP-TS 管路（塩ビ管と塩ビ管継手）については、老朽化とともに耐震性能が著しく劣るため、これらの老朽管について優先的に更新事業を実施し、概ね 20 年後までに事業を完了することを目指します。また、耐用年数（60 年）を迎える配水池・ろ過池について、更新事業を進めます。

(5) 組織の見通し

令和 5 年度時点において、簡易水道事業の運営にあたる職員数は 3 名（うち損益勘定支弁職員は 1 名）です。今後における職員数の見通しについては、現在の体制で事業運営にあたります。

3. 経営の基本方針

「水道」は、快適で衛生的な生活を営むうえで必要不可欠な施設であり、町民に豊かで清浄な水を安全・安定して供給する使命があります。このことを踏まえ、人口減少とともに水道料金収入の減少が確実な情勢ではありますが、住民生活に不可欠で重要なライフラインとして適切な施設更新事業を実施していくことが必須であり、今後、簡易水道事業債等の活用を含めた経営戦略を策定し、健全な運営を維持していくこととします。

4. 投資・財政計画（収支計画）

(1) 投資・財政計画（収支計画）：別紙のとおり

(2) 投資・財政計画（収支計画）の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

目標	<p>老朽化した施設および管路について合理化を踏まえた更新事業を進め、安定給水に努める。</p> <p><目標> 計画期間 R14 年度末における目標</p> <ul style="list-style-type: none">・有収率 : R14 年度 90.0% <p><考え方></p> <p>管路の経年劣化に対応するとともに、耐震化率及び有収率の向上に伴う収益性の改善を図るためには、適切なペースで管路を更新することが重要であるため目標として設定しました。</p>
----	--

② 収支計画のうち財源についての説明

目標	<p>料金収入が減少していくなかで、起債の活用や経費の削減、施設の運用の効率化を進め、健全的な経営に努める。</p> <p><目標> 計画期間 R14 年度末における目標</p> <ul style="list-style-type: none">・経常収支比率：100%以上 (参考：R4 年度 28.4% 法非適用の収益的収支比率) <p><考え方></p> <p>財源（国庫補助金・交付金、繰入金、国庫補助金等）の積算の考え方は次のとおりです。</p> <p><国庫補助金></p> <ul style="list-style-type: none">・国庫補助対象事業の交付条件から算定。 <p><他会計補助金></p> <ul style="list-style-type: none">・国が示す繰出基準に基づき算定し、さらに、財政部局と協議の上、基準以外の繰入金も一般会計から繰り入れている試算としています。 <p><企業債></p> <ul style="list-style-type: none">・建設改良費から国庫補助金を減じた残りの全額を起債（簡易水道事業債と過疎対策事業債）で充てる予定としています。・新発債の発行条件は、償還期間 30 年、うち据置 5 年、元利均等方式、利率は 2.0% 以内で設定しています。・簡易水道事業債（起債総額の 1/2、利率 1.4%）・過疎対策事業債（起債総額の 1/2、利率 1.3%）
----	--

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

<p>【投資以外の経費(委託料、修繕費、動力費、人件費など)の積算の考え方】</p> <p><委託料に関する事項></p> <ul style="list-style-type: none"> ・現行の委託業務形態が当面継続することを前提に、令和 5 年度予算額を元にして物価上昇率を加味して試算しています。 <p><修繕費に関する事項></p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和 5 年度予算額を元にして、物価上昇率を加味して試算しています。 <p><動力費に関する事項></p> <ul style="list-style-type: none"> ・該当なし。 <p><人件費に関する事項></p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和 5 年度予算額を元にして、1 人当たり平均年間給与費×職員数により試算しています。 <p><その他></p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和 5 年度予算額を元にして、物価上昇率を加味して試算しています。 <p>【収支計画の策定に当たって反映した経費削減の取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・投資以外の経費について、上記により試算しており、収支計画の策定に当たって行った経費削減の取り組みはありません。
--

(3) 投資・財政計画（収支計画）に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

① 投資の合理化、費用の見直しについての検討状況等

広 域 化	水道事業の広域連携等について、「高知県水道広域化推進プラン検討委員会」において検討していきます。
民間の資金・ノウハウ等の活用 (PPP/PFI 等の導入等)	全国の先進的取組事例や県下における動向や具体的な事例を把握し、個別業務のアウトソーシングから包括的民間委託の導入など段階的な実施検討を行っていきます。
アセットマネジメントの充実 (施設・設備の長寿命化等による投資の平準化)	「大豊町簡易水道事業アセットマネジメント」により、将来予測を検討します。
施設・設備の廃止・統合 (ダウンサイジング)	人口動向及びそれに伴う水需要を勘案し、老朽化に伴う施設の更新の機会を活用したダウンサイジングを検討します。
施設・設備の合理化 (スペックダウン)	上記ダウンサイジングと同様です。
そ の 他 の 取 組	実施可能な改善テーマを抽出し、費用対効果を勘案して有効なものには積極的に取り組むこととします。

② 財源についての検討状況等

料 金	原則として、料金収入による運営体制が構築できるよう、適正かつ公平な負担となる料金体系を検討します。
企 業 債	世代間負担の公平性を確保し、企業債の償還により経営が圧迫することのないよう、計画的な起債を実施していきます。
繰 入 金	一般会計からの繰入に過度に依存することのないよう資金繰りに努めていきます。
資産の有効活用等※による収入増加の取組	一般会計からの繰入に過度に依存することのないよう資金繰りに努めていきます。
その他の取組	特記事項なし。

※遊休資産の売却や貸付、債券運用の導入、小水力発電や太陽光発電など

5. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

経営戦略の事後検証、改定等に関する事項	<p>将来にわたって安定的に事業を継続していくため、PDCA（計画・実施・検証・見直し）サイクルの考えに基づき、投資・財政計画の達成状況について毎年度進捗管理を実施し、計画と実績の乖離を検証するとともに必要な対策を講じます。</p> <p>また、料金体系の変更や民間活力の活用等により収支計画に大きな修正が必要となる場合においては、見直しを実施するほか、概ね5年ごとに総合的な検証を行い、さらなる現状分析や社会状況の変化などを考慮し、本戦略の更新を行います。</p>
---------------------	---

投資・財政計画（収支計画）

（単位：千円，％）

区 分		年 度												
		R3 前々年度 (決算)	R4 前年度 (決算見込)	本年度 R5	2024 R6	2025 R7	2026 R8	2027 R9	2028 R10	2029 R11	2030 R12	2031 R13	2032 R14	
収 益 的 収 入	1. 営業収入 (A)	-	-	40,671	39,765	38,753	37,795	36,779	35,918	34,861	33,958	33,112	32,355	
	(1) 料金収入	-	-	40,671	39,765	38,753	37,795	36,779	35,918	34,861	33,958	33,112	32,355	
	(2) 受託工事収益 (B)	-	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	(3) その他	-	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	2. 営業外収益	-	-	97,256	100,959	100,871	102,414	103,361	99,363	100,060	102,757	105,892	108,867	
	(1) 補助金	-	-	70,000	75,700	76,500	78,200	79,900	78,000	79,500	82,300	85,500	88,600	
	他会計補助金	-	-	70,000	75,700	76,500	78,200	79,900	78,000	79,500	82,300	85,500	88,600	
	その他補助金	-	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	(2) 長期前受金戻入	-	-	27,047	25,050	24,162	24,005	23,252	21,154	20,351	20,248	20,183	20,058	
	(3) その他	-	-	209	209	209	209	209	209	209	209	209	209	
収入計 (C)	-	-	137,927	140,724	139,624	140,209	140,140	135,281	134,921	136,715	139,004	141,222		
収 益 的 支 出	1. 営業費用	-	-	130,631	128,013	127,512	128,278	128,290	123,146	121,999	123,227	124,739	126,222	
	(1) 職員給与費	-	-	6,035	6,071	6,107	6,142	6,178	6,215	6,251	6,289	6,325	6,364	
	基本給	-	-	2,631	2,647	2,663	2,679	2,695	2,711	2,727	2,744	2,760	2,777	
	退職給付費	-	-	361	363	365	367	369	371	374	376	378	380	
	その他	-	-	3,043	3,061	3,079	3,096	3,114	3,133	3,150	3,169	3,187	3,207	
	(2) 経費	-	-	39,353	39,535	39,731	39,934	40,141	40,354	40,570	40,790	41,014	41,235	
	動力費	-	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	修繕費	-	-	8,182	8,231	8,280	8,330	8,380	8,430	8,481	8,532	8,583	8,634	
	材料費	-	-	91	91	92	93	93	94	94	95	95	96	
	その他	-	-	31,080	31,212	31,359	31,511	31,668	31,830	31,995	32,164	32,336	32,504	
(3) 減価償却費	-	-	76,293	73,457	72,724	73,252	73,021	67,627	66,228	67,198	68,450	69,673		
2. 営業外費用	-	-	6,864	6,554	6,282	6,147	6,221	6,462	6,937	7,437	7,985	8,593		
(1) 支払利息	-	-	5,554	5,244	4,972	4,837	4,911	5,152	5,627	6,127	6,675	7,283		
(2) その他	-	-	1,310	1,310	1,310	1,310	1,310	1,310	1,310	1,310	1,310	1,310		
支出計 (D)	-	-	137,494	134,567	133,794	134,425	134,511	129,607	128,936	130,664	132,725	134,815		
経常損益 (C)-(D) (E)	-	-	433	6,158	5,829	5,784	5,629	5,674	5,985	6,050	6,279	6,408		
特別利益 (F)	-	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
特別損失 (G)	-	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
特別損益 (F)-(G) (H)	-	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
当年度純利益（又は純損失）(E)+(H)	-	-	433	6,158	5,829	5,784	5,629	5,674	5,985	6,050	6,279	6,408		
繰越利益剰余金又は累積欠損金 (I)	-	-	0	432	6,589	12,418	18,201	23,829	29,502	35,487	41,537	47,816		
流動資産 (J)	-	-	177,052	64,033	62,231	57,215	43,087	40,526	31,181	36,076	46,947	50,322		
うち未収金	-	-	10,179	3,314	3,229	3,150	3,065	2,993	2,905	2,830	2,759	2,696		
流動負債 (K)	-	-	94,636	63,926	61,519	56,958	42,204	40,216	30,394	21,016	19,069	19,321		
うち建設改良費分	-	-	90,353	58,952	56,522	51,939	37,162	35,151	25,307	15,906	13,937	14,166		
うち一時借入金	-	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
うち未払金	-	-	3,861	4,550	4,570	4,590	4,610	4,630	4,650	4,670	4,690	4,710		
累積欠損金比率 (I) ÷ {(A)-(B)} × 100	-	-	0	1	17	33	49	66	85	105	125	148		
地方財政法施行令第15条第1項により算定した資金の不足額 (L)	-	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
営業収益 - 受託工事収益 (A)-(B) (M)	-	-	40,671	39,765	38,753	37,795	36,779	35,918	34,861	33,958	33,112	32,355		
地方財政法による資金不足の比率 (L) ÷ (M) × 100	-	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
健全化法施行令第16条により算定した資金の不足額 (N)	-	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
健全化法施行規則第6条に規定する解消可能資金不足額 (O)	-	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
健全化法施行令第17条により算定した事業の規模 (P)	-	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
健全化法第22条により算定した資金不足比率 (N) ÷ (P) × 100	-	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		

投資・財政計画 (収支計画)

(単位:千円)

区 分		年 度											
		R3 前々年度 (決算)	R4 前年度 (決算見込)	本年度 R5	2024 R6	2025 R7	2026 R8	2027 R9	2028 R10	2029 R11	2030 R12	2031 R13	2032 R14
資 本 的 収 入 的	1. 企 業 債	-	-	60,000	60,000	60,000	60,000	60,000	60,000	60,000	60,000	60,000	60,000
	うち 資本費平準化債	-	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	2. 他 会 計 出 資 金	-	-	56,449	83,000	58,000	50,000	31,000	17,000	6,000	0	0	0
	3. 他 会 計 補 助 金	-	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	4. 他 会 計 負 担 金	-	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	5. 他 会 計 借 入 金	-	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	6. 国 (都 道 府 県) 補 助 金	-	-	40,000	40,000	40,000	40,000	40,000	40,000	40,000	40,000	40,000	40,000
	7. 固 定 資 産 売 却 代 金	-	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	8. 工 事 負 担 金	-	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	9. そ の 他	-	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計 (A)	-	-	156,449	183,000	158,000	150,000	131,000	117,000	106,000	100,000	100,000	100,000
	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)	-	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	純計 (A)-(B) (C)	-	-	156,449	183,000	158,000	150,000	131,000	117,000	106,000	100,000	100,000	100,000
取 支 的	1. 建 設 改 良 費	-	-	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
	うち 職員給与費	-	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	2. 企 業 債 償 還 金	-	-	89,270	90,353	58,952	56,522	51,939	37,162	35,151	25,307	15,906	13,937
	3. 他 会 計 長 期 借 入 返 還 金	-	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	4. 他 会 計 へ の 支 出 金	-	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	5. そ の 他	-	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計 (D)	-	-	189,270	190,353	158,952	156,522	151,939	137,162	135,151	125,307	115,906	113,937
資本的 収入額が資本的 支出額に不足する額 (D)-(C) (E)		-	-	32,821	7,353	952	6,522	20,939	20,162	29,151	25,307	15,906	13,937
補 填 財 源	1. 損 益 勘 定 留 保 資 金	-	-	24,934	△ 546	△ 6,532	△ 923	13,571	13,078	22,111	18,499	9,357	7,448
	2. 利 益 剰 余 金 処 分 額	-	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	3. 繰 越 工 事 資 金	-	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	4. そ の 他	-	-	7,887	7,899	7,484	7,444	7,367	7,084	7,040	6,808	6,549	6,489
	計 (F)	-	-	32,821	7,353	952	6,522	20,939	20,162	29,151	25,307	15,906	13,937
補 填 財 源 不 足 額 (E)-(F)		-	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
他 会 計 借 入 金 残 高 (G)		-	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
企 業 債 残 高 (G)		-	-	457,805	427,452	428,500	431,978	440,040	462,877	487,726	522,419	566,513	612,576

○他会計繰入金

(単位:千円)

区 分		年 度											
		R3 前々年度 (決算)	R4 前年度 (決算見込)	本年度 R5	2024 R6	2025 R7	2026 R8	2027 R9	2028 R10	2029 R11	2030 R12	2031 R13	2032 R14
取 益 的 収 支	支 分	-	-	70,000	75,700	76,500	78,200	79,900	78,000	79,500	82,300	85,500	88,600
	うち基準内繰入金	-	-	2,777	2,622	2,486	2,418	2,455	2,576	2,813	3,064	3,338	3,641
	うち基準外繰入金	-	-	67,223	73,078	74,013	75,781	77,444	75,424	76,686	79,236	82,162	84,958
資 本 的 収 支	支 分	-	-	83,000	58,000	50,000	31,000	17,000	6,000	0	0	0	0
	うち基準内繰入金	-	-	44,635	45,177	29,476	28,261	17,000	6,000	0	0	0	0
	うち基準外繰入金	-	-	38,365	12,823	20,524	2,739	0	0	0	0	0	0
合 計		-	-	153,000	133,700	126,500	109,200	96,900	84,000	79,500	82,300	85,500	88,600

原価計算表

布設年月日 昭和 29 年 4 月 1 日
 給水人口 1,990人
 計算期間 自：令和 5 年 4 月
 至：令和 14 年 3 月
 (10年間)
 現行料金算定期間(開始) 令和5年度
 現行料金算定期間(終了) 令和14年度

収入の部

項 目	金額 (千円)			
	最近 1 箇年間の実績 (R5年度予算)	投資・財政計画計上額 (A)	公費負担分 (B)	料金対象収支 (A) - (B)
料 金 (X)	40,671	36,397	/	36,397
給 水 装 置 工 事 費	0	0	/	0
そ の 他	0	0	0	0
合 計	40,671	36,397	0	36,397

支出の部

項 目	金額 (千円)					
	最近 1 箇年間の実績 (R5年度予算)	投資・財政計画計上額 (A)	公費負担分 (B)	料金対象収支 (A) - (B)		
営 業 費 用	人 基 本 給	2,631	2,703	0	2,703	
	件 退 職 給 付 費	361	370	0	370	
	費 そ の 他	3,043	3,124	0	3,124	
	用 経 費	動 力 費	0	0	0	0
		修 繕 費	8,182	8,406	0	8,406
		材 料 費	91	93	0	93
		そ の 他	31,080	31,766	0	31,766
	減 価 償 却 費	76,293	70,792	0	70,792	
営 業 外 費 用	支 払 利 息	5,554	5,638	2,819	2,819	
	そ の 他	1,310	1,310	0	1,310	
合 計 (Y)	128,544	124,204	2,819	121,385		
		料金算定期間(開始)償却資産(期首残高) 1,473,296	料金算定期間(終了)償却資産(期末残高) 835,906	料金算定期間償却資産(平均残高) 1,154,601	資産維持費率 3%	
資 産 維 持 費 (Z)	※資産維持費 = 料金算定期間の平均償却資産残高×資産維持費率				34,638	
料 金 対 象 経 費 (Y) + (Z)					156,023	

$$(X) / ((Y) + (Z)) * 100 = \boxed{0.23}$$

<料金水準についての説明>

本町の水道料金は、1か月につき基本水量：10mまで口径別に基本料金（13mm：1,100円、20mm：1,400円等）を設定しており、これを越える超過水量は120円/mとしている。水道料金は、口径20mmで1か月に20mを使用した場合2,800円（≒140円/m3）となり、高知県下の簡易水道の料金においては、比較的高い料金体系となっている。また、料金改定を行わない限り、水需要の減少に伴い、人口減少比率と同じ割合で料金収入も減少していくことが確実であることから、起債の活用や経費の削減、施設の運用の効率化を進め、健全な経営に努めるものとし、当面の間、現行の料金体系を維持していく考えである。

- 1 投資・財政計画計上額（A）欄は、直近の料金算定期間内における平均値を記載すること。
- 2 起債償還額が減価償却額を超えるときは、当分の間、その差額を一般管理費のその他の欄に記載して差し支えないこと。
- 3 資産維持費は、将来の更新需要が新設当時と比較し、施工環境の悪化、高機能化（耐震化等）等により増大することが見込まれる場合に、使用者負担の期間的公平等を確保する観点から、実体資本を維持し、サービスを継続していくために必要な費用（増大分に係るもの）を、適正かつ効率的、効果的な中長期の改築（更新）計画に基づいて算定し、計上するもの。そのため、資産維持費（Z）欄は、「水道料金算定要領」（公益社団法人日本水道協会）を参考に、所有している資産の規模、経営環境等の実情に応じ、料金算定に適切に反映すべき費用を記載すること。